

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則
 (高齢福祉課) 七三ページ

告示

岐阜県議会議員勤続者の礼遇に関する規程の一部改正
 (人事課) 七四
 道路の供用開始
 (道路維持課) 七四

公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件
 (商業流通課) 七四
 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
 (同) 七五
 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
 (同) 八一
 公共測量の実施
 (用地課) 八一
 公共測量の終了
 (同) 八二

規則

第二千五百二十二号
 平成二十六年二月十八日
 (火曜日)

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第一号

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則(平成五年岐阜県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「で計算した」を「(平成二十六年一月一日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。)(が年七・三パーセントの割合に満たない場合は、当該特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した金額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)(の」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の規定は、平成二十六年一月一日から適用する。

告 示

岐阜県告示第三十六号

岐阜県議会議員勤続者の礼遇に関する規程（昭和三十年岐阜県告示第五百九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

第一条中「むくいる」を「報いる」に改める。
第三条第二項中「こえる」を「超える」に、「更に十年」を「更に」に、「前項に準じ」を「十年」ことに前項の規定に準じて」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年二月十八日から施行し、現に岐阜県議会議員の職にある者から適用する。

岐阜県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年二月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
恵大 那湫線		恵那市長島町久須見字九枝一五五六番一〇地先から 〇二番一地先まで	四〇〇	平成 二六・二・一六	平成 二六・六・一六

岐阜県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年二月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
坂富 祝加線		加茂郡坂祝町黒岩字村前四〇一番一地先から 同 郡 同 町 同 字京田一〇六五番一地先まで	一〇五・二	平成 二六・二・一六	平成 二六・九・二四

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を

提出することができる。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トライアルカンパニー

三 建物の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル安八店

安八郡安八町大明神字宮裏一八七番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十六年十月八日

五 店舗面積

四、八三六平方メートル

六 駐車場の収容台数

二二〇台

七 荷さばき施設の面積

一八八平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー関下有知店

四 変更しようとする事項

関市下有知今宮南一六六二番地一 外

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ゲンキー関下有知店

(変更後) ゲンキー関下有知店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

三 ゲンキー株式会社
建物の名称及び所在地

ゲンキー瑞浪店

瑞浪市北小田町三丁目五三番 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ゲンキー瑞浪店

(変更後) ゲンキー瑞浪店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー土岐肥田店

土岐市肥田町肥田字前田二七〇二 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ゲンキー土岐肥田店
(変更後) ゲンキー土岐肥田店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー高富店

山県市大字高富字米野二二三七番二 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ゲンキー山県店

(変更後) ゲンキー高富店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社バロー

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー真正店

本巣市政田字高畑二二四番地 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ゲンキー岐阜真正店 本巣郡真正町政田字高畑二二四番地 外

(変更後) ゲンキー真正店 本巣市政田字高畑二二四番地 外

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー綾戸店

不破郡垂井町表佐字番切四九一九番一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ゲンキー垂井店

(変更後) ゲンキー綾戸店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー 関下有知店

関市下有知今宮南一六六二番地一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後九時

(変更後) 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分から午後九時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分から午後十時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー 瑞浪店

瑞浪市北小田町三丁目五三番 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後九時

(変更後) 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分から午後九時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分から午後十時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー 土岐肥田店

土岐市肥田町肥田字前田二七〇二 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後九時
 (変更後) 午前九時から午後十時
 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分から午後九時三〇分
 (変更後) 午前八時三〇分から午後十時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー高富店

山県市大字高富字米野二二三二七番二 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後九時

(変更後) 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分から午後九時三〇分
 (変更後) 午前八時三〇分から午後十時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社バロー

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー真正店

本巣市政田字高畑二二二四番地 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後九時

(変更後) 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前十時から午後九時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分から午後十時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー養老店

養老郡養老町高田字初花二一九二番一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時（年間三〇日午前九時）から午後九時

（変更後）午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三〇分（年間三〇日午前八時三〇分）から午後九時三〇分

（変更後）午前八時三〇分から午後十時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー綾戸店

不破郡垂井町表佐字番切四九一九番一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時

（変更後）午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三〇分から午後九時三〇分

（変更後）午前八時三〇分から午後十時三〇分

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局揖斐事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月七日

二 届出者の氏名又は名称

大和情報サービス株式会社

三 建物の名称及び所在地

ゲンキー池田店

揖斐郡池田町本郷字出口五八一番一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時(年間三〇日午前九時) から午後九時

(変更後) 午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三〇分(年間三〇日午前八時三〇分) から午後九時三〇分

(変更後) 午前八時三〇分から午後十時三〇分

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年二月十八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) クスリのアオキ岐阜県庁前店

岐阜市今嶺二丁目五番一号 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年二月十八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ゲンキー下米田店

美濃加茂市下米田町今一七四 一 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により瑞浪市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞浪市

二 作業種類

公共測量（道路台帳修正）

三 作業期間

平成二十六年二月七日から

同 年三月二十日まで

四 作業地域

瑞浪市釜戸町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年二月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（道路三次元データ計測）

三 作業期間

平成二十五年九月二十七日から

同 二十六年一月三十日まで

四 作業地域

海津市及び養老郡養老町

平成二十六年二月十八日発行

発行者 発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社